

（リース事業者用）
リース対象漁船及び被代船のチェックポイント

- ① **適正な設備・規模で、適正な価格で提案が行われているか。**
（下記 *留意事項 参照）
- ② **チャーター漁船を使用している者がこの漁船をリースで導入することは原則不可。**
- ③ **「被代船（自己所有船）」が無い者**
独立者、新規就業者等については、その経緯や理由を提案書に記載すること。
また、独立者においてはそれまでの使用漁船の原簿・使用契約書を添付すること。
- ④ **安全の確保（AISの設置）**
「閉閑された甲板室を有する漁船については、自動船舶識別装置（AIS）（受信機能のみのものを除く）を設置すること。
ただし、構造上の理由により設置が不可能な漁船や、操業の状況に鑑み設置することが特に不要な漁船を除く。」（水産庁・運用通知）
- ⑤ **中古漁船導入の場合**
 - 1) 必要な改修を行っているか。改修を行わない場合はその理由を明記した別紙を添付。
 - 2) 導入する中古船の漁船原簿を添付。（価格審査委員会及び水漁機構へ申請時）
 - 3) リースバックの場合は自己所有船の原簿を添付。（同上）
 - 4) ネット販売など仲介業者（ブローカー）からの中古漁船の導入は原則認めない。
→ 必ず、漁船所有者からの中古船の調達か確認する。
- ⑥ **「被代船」の船齢について**
被代船の船齢は原則「10年以上」とする。（水漁機構からの指導事項）
- ⑦ **申請から完成までの期間**
これまでどおり、概ね3年以内の完成予定とする。（平成34年（2022年）9月以内）
完成がこれを超える場合は、理由書を提出すること。
また、交付申請時に、着工・完成予定年月の報告をお願いします。（造船所等に確認をとり「資金計画表」に記入する。）

***留意事項**

- 価格審査申請時に、導入する漁船が適正な設備・規模であり、適正な価格であることを裏付けるため、「同地区・同型船の装備実態に関する資料（要目表等）」及び、「同型船の売買状況等」、直近の建造価格等の相場に関する資料、相見積り等を提出することとされており、これらを参考にして、適正化を指導するとともに、内部審査にあたって下さい。
なお、貸付漁船の装備に関して、原則「地域の同型船と同程度とする」とのルールで取り組んでいる県域もあります。
- これ以上の設備を搭載する場合などは、（必要に応じて広域浜プラン計画達成のために必要な漁船であることの説明資料）を求めることも検討下さい。
- **価格審査申請時に提出した見積書のうち採用した見積書は、右肩に①と記入して下さい。**
- **「新船建造を予定する借受予定者のヒアリング用チェックリスト」**
（原則、船外機・船内外機漁船を除く。）